

令和2年度 地域福祉活動支援事業
サロン活動助成要項

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会

1. 目 的

地域住民の孤立や閉じこもりを防ぐため、仲間づくりや居場所づくりを図るとともに地域の福祉力を高めることを目的として、地域福祉推進組織又は福祉委員が主体となり実施する地域のサロン活動に対し、その活動にかかる経費の一部を助成します。

2. 対 象

地域福祉推進組織や福祉委員が主体となり、地域住民を対象にサロンを開催する組織。

ただし、下記の組織は対象外とします。

- ①特定の個人や組織の会員のみが利益を受ける、サークル活動に準じる活動を行う組織
- ②営利又は特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教活動を目的とする組織

3. 内 容

京丹後市内で地域住民を対象に、年4回以上実施するサロンへ助成します。ただし、特定の趣味活動が目的のサロンは対象外とします。

4. 期 間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5. 助 成 金

(1) 新規開設費助成

新規でサロンを立ち上げる為の会議費や備品等を購入する経費の一部として、10,000円を上限として助成します。(1サロン1回のみ)

(2) 活動費助成

1回につき3,000円、年間12回を上限に助成します。

(3) 助成金の額は、助成対象経費の範囲内とします。

(4) 他組織又は他組織が実施する事業への助成はできません。

(5) 活動状況によって返戻していただく場合があります。

6. 助成金の使途

(1) サロン活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

対象経費：茶菓子代、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など

対象外経費：外食代やお弁当の購入代、アルコール代、10,000円以上の備品

7. 申請

様式①・②に記入のうえ、令和2年5月29日までに本会へ提出してください。

8. 助成金交付

様式①・②を受理後、審査決定を経て助成を行います。

9. 追加申請および返戻

実施回数又は収支状況に差異があった場合は、追加申請又は返戻を行なってください。

差異があった場合のみ、様式③を令和3年1月18日までに本会へ提出してください。以下の方法で最終助成額を決定します。

＜最終助成額決定方法＞

サロンの実施回数に3,000円を乗じた額を上限とし最終助成額を決定

※追加申請、返戻については、本会担当者と確認しながら行ってください。

10. 追加助成金交付

様式③を受理後、審査決定を経て最終助成を行います。

11. 報告

様式④・⑤に活動内容がわかる資料（案内文書や写真など）、レシート又は領収書（写し）を添付し、事業終了後すみやかに（最終期日3月31日）本会へ提出してください。

【 助成金申請報告年間スケジュール 】

時期	京丹後市社協	地域福祉推進組織
4月～	・ 要項、申請書類の配布	・ 申請書の提出（様式①、②）
5月29日まで	・ 申請書類の受付	・ 申し込み期限厳守をお願いします。
6月～7月	・ 交付決定通知、報告書の送付 ・ 助成金交付	・ 助成金等受取
12月～ 1月18日まで	・ 追加申請、返戻受付	変更があるサロンのみ ・ 追加及び返戻報告書の提出（様式③）
2月上旬	・ 追加交付、返戻決定通知の送付 ・ 追加助成金交付、返戻金受取	・ 追加助成金受取又は返戻
事業終了後～ 3月31日まで	・ 報告書類の受付	・ 報告書の提出 （様式④、⑤、添付資料、レシート等）